

中央区市民活動ネットワーク登録基準

平成 23 年 3 月 3 日区長決裁

(目的)

第 1 条 この基準は、中央区市民活動ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）への登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録団体の要件)

第 2 条 登録できる団体は、次の要件をすべて備えていることとする。

- (1) 区民の自由な意思に基づき集まり、自ら立てた規範に従って市民活動を行う団体であること
- (2) 区内に事務所又は活動拠点を構えていること
- (3) 会則又は規則を有していること
- (4) 会員名簿を有していること

2 前項に規定する団体の活動内容は、次のいずれかに該当することとする。

- (1) 自然・環境に関する活動
- (2) 健康・福祉に関する活動
- (3) 歴史・文化・伝統に関する活動
- (4) 安全・生活環境に関する活動
- (5) 地域交流に関する活動
- (6) 青少年の健全育成に関する活動
- (7) スポーツの振興に関する活動
- (8) その他区長が特に認める活動

3 次の各号に該当する活動を行う団体の登録は認めない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動
- (2) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (3) 政治上の主義を主張し、支持し、又はこれに反する活動をするもの
- (4) 趣味や娯楽のみを目的とする活動

4 前項に反しなされた申請は、これを棄却し、又は取り消すことができる。

(登録の申請)

第 4 条 登録を受けようとする団体は、市民活動ネットワーク登録申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添え区長に提出しなければならない。

- (1) 会則又は規約等
- (2) 会員等名簿
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) その他区長が必要とする書類

(登録の完了)

第5条 区長は、前条の規定による申請があったときは、必要事項を確認し、本基準に照らし合わせ、不備等が無い場合は、申請書を受理することとし、受理した段階でネットワークへの登録完了とする。

2 区長は、前項の規定により受理した場合において、必要があるときは、条件を付することができる。

(登録の取り消し)

第6条 区長は、次の事由に該当すると認められる場合には、登録の取り消しを行うことができる。

(1) 団体の運営に著しく適正を欠くと認められ、その改善命令に従わないとき

(2) 団体の解散又は合併により、目的を達成することができないと判断されるとき

(実績報告の提出)

第7条 区長は、必要に応じ団体に対し活動報告書の提出を求めることができる。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。

(登録の特例)

2 さいたま市中央区コミュニティ協議会加入団体は、本基準に準じた入会基準による審査を経ているため、同協議会からの入会承認決定通知書の発行をもって、ネットワークへの登録を完了したものとみなす。

様式第1号（第4条関係）

中央区市民活動ネットワーク登録申請書

中央区長 あて

中央区市民活動ネットワークへ登録したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

	年 月 日
団体名	フリガナ _____
団体の所在地 又は活動拠点	さいたま市中央区 電話 _____
代表者氏名	フリガナ _____
代表者住所	_____
	電話 _____
団体の 活動内容	<input type="checkbox"/> 自然・環境 <input type="checkbox"/> 健康・福祉 <input type="checkbox"/> 歴史・文化・伝統 <input type="checkbox"/> 安全・生活環境 <input type="checkbox"/> 地域交流 <input type="checkbox"/> 青少年の健全育成 <input type="checkbox"/> スポーツの振興 <input type="checkbox"/> その他
構 成 員	男 _____ 人 女 _____ 人 合計 _____ 人
添付書類	<input type="checkbox"/> 会則又は規則 <input type="checkbox"/> 会員名簿（役員名簿） <input type="checkbox"/> 事業計画 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> その他